

支援者向け

成年後見制度活用に向けた 手引き

松戸市

目次

成年後見制度活用に向けた「手引き」について	・・・ 1
法定後見制度の申立て手続きの流れ	・・・ 2
成年後見制度活用検討時のフロー図	・・・ 3
①成年後見制度活用の検討（権利擁護支援検討チェックシート）	・・・ 4
②申立人の検討	・・・ 5
③申立支援者及び候補者の検討・依頼、申立費用助成の利用検討	・・・ 6
成年後見人等が選任されたあとについて	・・・ 7
【参考資料 1】 松戸市成年後見制度本人・親族申立費用助成 事前チェックリスト	・・・ 8
【参考資料 2】 申立支援機関向け 本人・親族申立費用助成についてのご案内	・・・ 9
巻末資料（親族関係図・審判書および登記事項証明書の見本）	・・・ 10
成年後見制度等に関する松戸市の相談窓口	・・・ 11

成年後見制度活用に向けた「手引き」について

目 的

本市は令和2年4月に権利擁護支援の中核となる機関（以下、中核機関）を立ち上げました。令和4年4月には「松戸市成年後見相談室」を開設（NPO法人成年後見センターしぐなるあいずに委託）し、権利擁護支援の体制強化を図っております。

地域連携ネットワークの強化を目的とした「松戸市成年後見制度利用促進協議会」にて、「相談場面」における共通の課題として、力量差や人材育成、相談の内容を分析する力や成年後見制度利用に向けた支援の振り分けを行う力量不足、申立を行う際の役割が不明確であることが分かりました。今回この「手引き」は一次相談窓口で相談を受ける職員の質の平準化を目的とし、成年後見制度の申立を行うまでの各場面において判断の基準となるよう作成いたしました。

「手引き」の使用方法

3ページの成年後見制度活用検討時のフロー図は、職員が様々な相談を受ける中で、対象者本人の財産管理や判断能力に課題がある場合、どのような流れで成年後見制度等を活用すべきか示しています。別紙①～③のシートを用いながら検討を進めていきます。

①権利擁護支援検討チェックシート（P.4）

相談受付後、アセスメントや課題整理を行い、財産管理や判断能力に課題があると判断した場合に、当てはまる事象をチェックします。適切な制度利用の一つの指標としてご活用ください。

②申立人の検討（P.5）

チェックシートを活用したのち、成年後見制度の利用が必要であると判断した際に「家庭裁判所への申立を誰が行うのか」について検討が必要です。申立人になれる人は限られているため、支援の中で協力を得られる親族がいるかどうか把握しておくことは非常に重要です。

③申立支援者及び候補者の検討・依頼、申立費用助成の利用を検討（P.6）

◎申立支援者について

申立人が本人もしくは親族の場合、書類が複雑である等の理由から、自身で手続きを進めることが困難である場合、弁護士や司法書士等に申立支援を依頼することができます。

◎候補者について

成年後見人等候補者を誰にするか検討が必要です。成年後見人等になるために資格は必要ありません。申立支援を受ける場合は、支援者（法人）が成年後見人等候補者となることが前提の場合もあるので、確認が必要です。

◎申立費用助成の利用について

市では申立費用の捻出が困難である方に対して、30万円を上限に費用助成を行っています。市の財務規則上、先払いができないため、一度どなたかに立て替えて頂く必要があります。また、事前に参考資料1のチェックリストの提出が必要となります。

使用時の注意点

- ・チェックシートは権利擁護支援の活用を検討する際の補助的なツールとしてご活用ください。チェックがついたからといって、必ず権利擁護関係制度の利用をするのではなく、本人の想いや環境等の要因にも配慮した上で検討を行ってください。
- ・他法・他制度で利用できるものがある場合、そちらの利用も併せて検討を行ってください。

成年後見制度の申立て手続きの流れ

検討・調査（約2～3ヶ月）

- ・ 本人の生活状況や心身状態、資産状況等を把握し、制度が必要な状況であるか確認
- ・ 申立人の検討 ・ 親族調査
- ・ 後見人等候補者の検討 ・ 申立費用助成等の利用を検討

申立て準備（約1～2ヶ月）

- ・ 申立てに必要な書類の作成・取得
 - ◇ 診断書の作成を主治医に依頼
 - ⇒ 補助資料と本人を支える福祉関係者が「本人情報シート」を作成しておく
 - ◇ 登記されていないことの証明書を取得
 - ⇒ 法務局にて取得。千葉県内の窓口交付取扱いとは千葉地方法務局本局のみ。
郵送による申請は東京法務局民事行政部後見登録課へ。

申立て・調査・鑑定（約1～2ヶ月）

- ・ 本人の住所を管轄する家庭裁判所（原則は住民票上の住所地）へ申立てる。
 - ・ 申立人から提出された書類や調査官が行った調査結果に基づき、裁判官が後見等開始の審判を行うとともに、最も適任と考えられる方を成年後見人等に選任（補助・保佐の場合は必要な同意権や代理権も定める）
- ※必要と認められた場合のみ
- ・ 診断書のみでは判定が困難な場合のみ鑑定を実施（約9割のケースは省略）

審判・審判の告知・通知

- ・ 家庭裁判所から申立人、後見人等、本人へ審判書を送付

確定・登記

- ・ 後見人等が審判書を受領後、2週間以内に不服申立てがなかった場合、審判が確定する（審判に不服がある場合、この2週間のうちに不服申立て（即時抗告）の手続きをとることができる）
- ・ 家庭裁判所から東京法務局に後見登記の登録を依頼し、登録完了後に後見人等の証明となる「登記事項証明書」の取得が可能となる。

支援開始

- ・ 成年後見人等は「登記事項証明書」を提示することで第三者に自らの法的権限の範囲や内容を証明できるようになるため、実務上はこれをもって成年後見人等の活動を開始することができるようになる。

成年後見制度活用検討時のフロー図

地域の相談支援機関（地域包括支援センター・基幹相談支援センター等）

各種相談

アセスメント・課題整理（判断能力や財産管理状況）

課題あり

課題なし

成年後見制度活用を職場内や
関係機関で検討…①（P.4へ）

P.4のチェックシートにて

◎★の両項目に
チェックあり

★にチェックあり

チェックなしの場合

申立人の検討…②（P.5へ）

日常生活自立支援事業の検討へ

P.10 日常生活自立支援事業に関する窓口へ

※市長申立検討会は地域包括ケア推進課のみ

包括等で市長申立検討会に
必要な書類を作成

申立支援者及び候補者の検討・依頼
申立費用助成等の利用を検討…③（P.6へ）

申立費用について

法テラスの立替

市の助成制度を利用

利用しない

法テラスへ
相談

事前チェックリストを
市担当課へ提出

市長申立検討会

可

否

他の支援策等を検討

市役所

申立準備

家庭裁判所へ申立⇒審判

※申立費用助成を利用する場合は審判がおきた日から60日以内に申請

2週間

審判の確定・登記
後見人等の支援開始



各場面で判断に迷う場合には、
松戸市成年後見相談室にご相談ください。

①成年後見制度活用を検討

権利擁護支援検討チェックシート

記入日 年 月 日

利用者名：

記入者名：

所属機関：

利用者の状況に当てはまるものにチェックを入れてください。

◎日常生活面		チェック欄	
日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、福祉サービスの利用もしくは誰かが注意していれば自立できる。	☐	★	
今までできていたこと（例：一人で買い物等）が出来なくなった等、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	☐	◎	
◎財産管理面		チェック欄	
日常的な金銭管理（預貯金の払い戻し等）に支援が必要である。	☐	★	
通帳や印鑑の紛失・再発行を複数回行っている。	☐	★	
年金・手当等の受取り手続きが必要である。	☐	★	
公共料金（電気・ガス・水道）の支払い手続きが必要である。	☐	★	
高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。	☐	◎	
定期預金の解約手続きが必要である。	☐	◎	
賃貸借契約の手続きが必要である。	☐	◎	
不動産の売買・処分等の財産管理・処分を行う必要がある。	☐	◎	
生命保険等の請求の手続きが必要である。	☐	◎	
本人の資産を超える未払い（負債）がある。	☐	◎	
遺産分割や遺産相続の手続きなどが必要である。	☐	◎	
◎身上保護面		チェック欄	
福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能。	☐	★	
病院や福祉施設の入所・入院等の契約行為をする必要があるが、契約等の意味を自ら理解し、判断することができない。	☐	◎	
◎特記事項			

②申立人の検討

本人申立て

▶ 本人が補助・保佐レベルであれば支援を受けながら本人申立が可能であることが多い

- ☐ 申立を行う判断能力を有している
- ☐ 申立の必要性が理解できる
- ☐ 申立の意思がある ※1
- ☐ 申立手続きを進めることができる（申立支援を依頼する場合も含む）

全てにチェックが入らない場合

親族申立て

▶ 本人から見て、4親等内の方の申立てが可能か確認

※成年後見制度は本人および本人の配偶者、本人の4親等内の親族が申立てをすることができる

- ・親、祖父母、子、孫、ひ孫 ・兄弟姉妹、甥、姪
- ・おじ、おば、いとこ ・配偶者の親、子、兄弟姉妹 等

- ☐ 本人の状況を把握することができる
- ☐ 申立の必要性が理解できる
- ☐ 親族自身に申立の意思がある
- ☐ 申立手続きを進めることができる（代理申立利用・申立支援する場合も含む）

巻末資料参照

全てにチェックが入らない場合

市長申立て

▶ 本人が申立することができず、親族の協力も得られない場合には、市長申立を検討していく

※根拠法令：老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2

◆ 65歳以上または介護保険第2号被保険者のうち、特定疾病に該当する者のうち、知的・精神障害者でないもの
⇒**地域包括ケア推進課**へ

◆ 64歳以下の知的障害者及び精神障害者または64歳以下の介護保険第2号被保険者のうち、特定疾病に該当する者かつ、知的障害者又は精神障害者
⇒**障害福祉課**へ

※1 本人が制度の必要性を理解しておらず、申立の意思がない場合でも、本人の福祉や生活する上で制度利用が必要な場合は、本人や親族と相談をしながら申立手続きを進めていくことが望ましい。



ワンポイントアドバイス

- ・成年後見人等が選任されても、権限に含まれない行為があるため、生じている課題が、成年後見人等が選任されたことにより解決されるものか、事前に関係者で検討しましょう。権限に含まれない行為は以下のとおりです。
- ・身元保証人等になること
- ・医療行為への同意
- ・遺言、養子縁組、結婚、離婚など一身専属的な行為
- ・財産の贈与

※上記は一例であり、補助・保佐類型の場合は与えられる**権限**が異なります。



補助人・保佐人が所持する登記事項証明書の代理行為目録に記載されております。

巻末資料参照

③申立支援者及び候補者の検討・依頼 申立費用助成の利用を検討

申立手続きを誰が行うか

- ・自身で行う
- ・親族が行う
- ・弁護士もしくは司法書士に依頼する
- ・その他申立支援を行っている法人等に依頼する

支援手数料は依頼先によって異なるため要確認

申立費用助成を利用するか

- ・生活保護受給者の場合、法テラスで申立費用の立替え（償還免除申請制度あり）を行っているため、相談する。
- ・生活保護受給者以外で、申立費用の捻出が困難である方（世帯の預貯金が100万円以下）は、市で行っている申立費用助成の利用を検討する。利用する際は、事前に参考資料1（P.8）の事前チェックリストを市の担当課へ提出する必要がある。助成の上限額は30万円。対象項目は、参考資料2（P.9）を参照。

※申請は成年後見等開始審判のあった日から起算して60日以内

成年後見人等候補者

※申立書に候補者を記入する項目があるので、早期から検討が必要

- ・候補者は、親族や専門職、法人後見受任団体が考えられる
- ・特に候補者がいない場合は選任を家庭裁判所に一任することになる。

※「その他申立支援を行っている法人等」に申立支援を依頼する場合は、支援者（法人）が後見人候補者となることが前提となる場合があるので、法人等に後見人候補者まで引き受けてもらえるか併せて相談する必要がある。

🔍 参考：申立てに必要な書類「千葉家庭裁判所 成年後見申立ての手引き 第18版（令和6年10月）」より抜粋

1 申立手続書類【成年後見・保佐・補助 共通】

- ☐ 申立書 ☐ 申立事情説明書 ☐ 本人の意見書（本人による申立てではない場合に提出） ☐ 診断書（成年後見制度用）
- ☐ 本人情報シート ☐ 親族関係図 ☐ 親族の意見書（もらうのが困難な場合はなくても可） ☐ 後見人等候補者事情説明書
- ☐ 財産目録 ☐ 収支予定表

【保佐開始の場合】 ☐ 代理行為目録 代理権付与を求める場合に提出

【補助開始の場合】 ☐ 同意行為目録 同意権付与を求める場合に提出

☐ 代理行為目録 代理権付与を求める場合に提出

2 本人に関する書類

- ☐ 戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本） ☐ 住民票（又は戸籍附票） ☐ 登記されていないことの証明書
- ☐ 障害者手帳・療育手帳等（所持している場合のみ）

3 後見人候補者に関する書類

- ☐ 住民票 ☐ 法人の場合は、商業登記簿謄本

4 本人の財産（収支）に関する書類

(1) 定期的な収入に関する資料 (2) 定期的な支出に関する資料 (3) 預貯金に関する資料 (4) 株式、投資信託などの金融資産に関する資料 (5) 不動産に関する資料 (6) 保険契約に関する資料 (7) 債権・負債に関する資料 等

5 申立てに必要な費用

(1) 申立手数料としての収入印紙 後見開始、保佐開始、補助開始、代理権付与、同意権付与 各800円

(2) 登記手数料としての収入印紙 2600円分

(3) 郵便切手 後見開始 合計4200円 保佐開始、補助開始 合計5360円（各切手の枚数指定があるため手引きにて確認）

※令和6年10月1日より郵便切手の金額が改定されました。



成年後見人等が選任されたあとについて

巻末資料参照

◎成年後見人等への連絡

- ・家庭裁判所から成年被後見人等や申立人に送付される審判書には、成年後見人等の電話番号の記載がないため、原則として成年後見人等からの連絡を待つこととなる。ただし、緊急で連絡を取りたい場合は、家庭裁判所に相談する。（連絡先は、審判書に記載されている裁判所の後見係となる。千葉家庭裁判所松戸支部後見係の連絡先はP.10を参照）

◎情報伝達のポイント

- ・成年後見人等が選任されたあと、支援者間で連携を図ることを目的として、**本人に一番近い福祉関係者**が支援者等に声をかけて**ケース会議**を開催することが望ましい。下記の内容を中心に共有し、それぞれの役割や支援の流れを確認することがスムーズな支援体制の構築に繋がる。

- ✓ 成年後見制度活用に至った経緯
- ✓ 予想される後見事務
- ✓ 成年後見人等が選任されることに対して本人の思い
- ✓ 家族や親族の状況、キーパーソンは誰か
- ✓ どの機関の支援者がどれくらいの頻度で支援しているか
- ✓ 今後成年後見人等に情報共有する際の連絡方法の確認



◎成年後見人等の具体的な職務

◆身上保護

- ・介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続きや費用の支払いなど、日常生活に関わる手続きを行う。

◆財産管理

- ・本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割などの財産に関する契約等を行い、財産を適正に管理する。

◆家庭裁判所への報告

- ・成年後見人等に選任されたら、まず家庭裁判所が指定する期間内（概ね2ヶ月以内）に成年被後見人等の資産や収入等の調査を行い「財産目録」等を作成し、家庭裁判所に報告する。
- ・その後は1年に1回程度、家庭裁判所へ後見事務報告書・財産目録・収支計画書等を提出し、家庭裁判所の監督を受けることとなる。

◆成年被後見人等が亡くなったあとの事務（死後事務）

- ・成年被後見人等が死亡すると、成年後見人等の職務は終了となる。死後事務に関することは、原則として相続人又は死後事務委任契約に基づく受任者が行うこととなる。しかしながら、成年被後見人等が亡くなったあとも一定の事務を行うことを周囲から期待され、社会通念上これを拒むことが困難な場合があると言われている。
- ・このことから平成28年10月13日に「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が施行され、成年後見人は成年被後見人が死後にも、個々の相続財産の保存に必要な行為や火葬又は埋葬に関する契約の締結等といった一定の範囲の事務を行うことができることとされ、要件が明確にされた。（**保佐・補助・任意後見及び未成年後見人には適用されない。**）



通院同行等の事実行為は本来であれば成年後見人等の職務ではありません。ただし、職務範囲外であってもやらざるを得ない場面も出てくる場合があります。その点はこの支援者でもあり得ることですので、お互いの職務を理解した上で、チームとして支援していくことを意識しましょう。

松戸市成年後見制度 本人・親族申立費用助成 事前チェックリスト

R7.4版

65歳以上は地域包括ケア推進課、
64歳以下は障害福祉課へ提出

記入日 年 月 日

本人氏名 (歳)

(生活保護受給の有無) 有・無

チェックリスト記入者

(所属機関名)

松戸市担当者 課(担当:)

No.	項目	チェック欄
◎全員記入		
1	住民票が松戸市にあり、介護保険者もしくは障害福祉サービスの援護地も松戸市である	☐
	住民票は他市町村にあるが、介護保険者もしくは障害福祉サービスの援護地が松戸市である	
2	4親等以内の親族に金銭的支援が求められない	☐
	※親族でなくとも、金銭的支援が受けられる場合は助成の対象外	
3	診断書を作成する医師が決定している	☐
4	世帯の預貯金が100万円未満である	☐
	※世帯とは、住所と生計をともにしている者のことをいう	
◎世帯に本人以外もいる場合のみ記入		
5	本人以外の世帯員	氏名
		続柄
◎申立支援を依頼する場合のみ記入		
6	支援機関等は申立費用の立替えが可能である	☐
	※松戸市財務規則上、前払いはできないため後払いとなる。 そのため、一時的に支援機関等に申立費用を立て替えてもらう。	
	支援者名(職種)	
7	支援機関等に申立手数料を確認した(実費を除く支援にかかる手数料)	☐
	※予算に限りがあるため、実際の請求と差異がある場合は事情を確認する場合がある。	
	申立手数料	
8	支援機関等に別紙「申立費用助成について」の説明をした	☐
◎本人申立の場合		
9	医師または申立支援機関等が「本人申立が可能」と判断している	☐
◎生活保護受給者の場合		
10	法テラスに相談した ※法テラスにおいて償還免除という形で、費用を支払わなくてよい場合がある。 そちらが利用できるのであれば、当助成制度は対象外となる。	☐
	(✓が入っている場合) 法テラスを利用できない理由	
◎添付書類の確認		
11	支援の経過がわかるもの(フェイスシート等)を添付した	☐
12	本人(および世帯員)の通帳の写しを添付した	☐
	(✓が入らない場合) 通帳の写しを添付できない理由 ※申請後に100万円以上の預金があることが判明した場合、助成対象外	

〇目的

R7.4版

- ・この制度は、判断能力の低下に伴い成年後見制度の利用が望ましい低所得の高齢者及び障害者等に対し、成年後見制度の申立費用を助成することにより、権利擁護の推進を図ることを目的としております。

〇注意事項

- ・当助成制度の対象となる費用につきましては以下のとおりです。各項目の上限額はございませんが、1件の申立につき総額30万円が上限となっております。同一の費目に係る助成金の支給は1回限りです。
 - ①収入印紙購入費用（成年後見等開始審判申立手数料、登記手数料、登記されていないことの証明書交付手数料及び不動産登記事項証明書交付手数料に限る。）
 - ②郵便切手購入費用（申立書に添付するものに限る。）
 - ③鑑定費用
 - ④診断書作成手数料
 - ⑤戸籍謄本その他申立てに必要な添付書類の交付手数料
 - ⑥郵送料
 - ⑦弁護士又は司法書士が書類の作成その他の本人・親族申立の手続きを支援した場合の当該支援に係る手数料
 - ・上記に記載しているもの以外は当助成制度の対象となりませんので、ご注意ください。
- ・松戸市の財務規則上、前払いができないため、どなたかに申立費用を立て替えて頂く必要があります。その際、本人や親族が立て替え困難な場合、申立支援機関等に立て替えていただく必要があります。
（成年後見等開始審判がなされる日までに、助成対象者又は申立て対象者が死亡した場合、①～⑥の費用に限り、助成の対象となります。）
- ・請求する費用全ての領収書（原本）が必要となります（⑦については請求書でも可）。提出した書類の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・戸籍等を郵送請求する際に、小為替を利用した場合は使用額のわかるもの（自治体から送付される明細書等）の添付が必須となります。
- ・予算に限りがございますので、事前に伺っていた手数料（⑦に該当する費用）と実際の請求に差異がある場合は事情を確認する場合がございます。

〇申請方法について

- ・成年後見等開始審判がおりてから（助成対象者又は申立て対象者が死亡した場合、死亡日から）、**60日以内**に必要な書類一式を揃えて、下記担当課へ申請が必要となります。申請手続きは、原則として申立支援を行った方をお願いしております。地域包括支援センターや基幹相談支援センターの職員は行いませんので、ご注意ください。
- ・申立支援機関等が費用を立て替えており、助成金を直接申立支援機関等の口座へ入金を希望する場合は、申請者の委任状が必要となります。
- ・申請書及び必要書類は市のホームページに掲載しておりますので、事前にご確認をお願いいたします。
（右記のQRコードからご覧いただけます。）

〇助成制度に関する問合せ・提出先

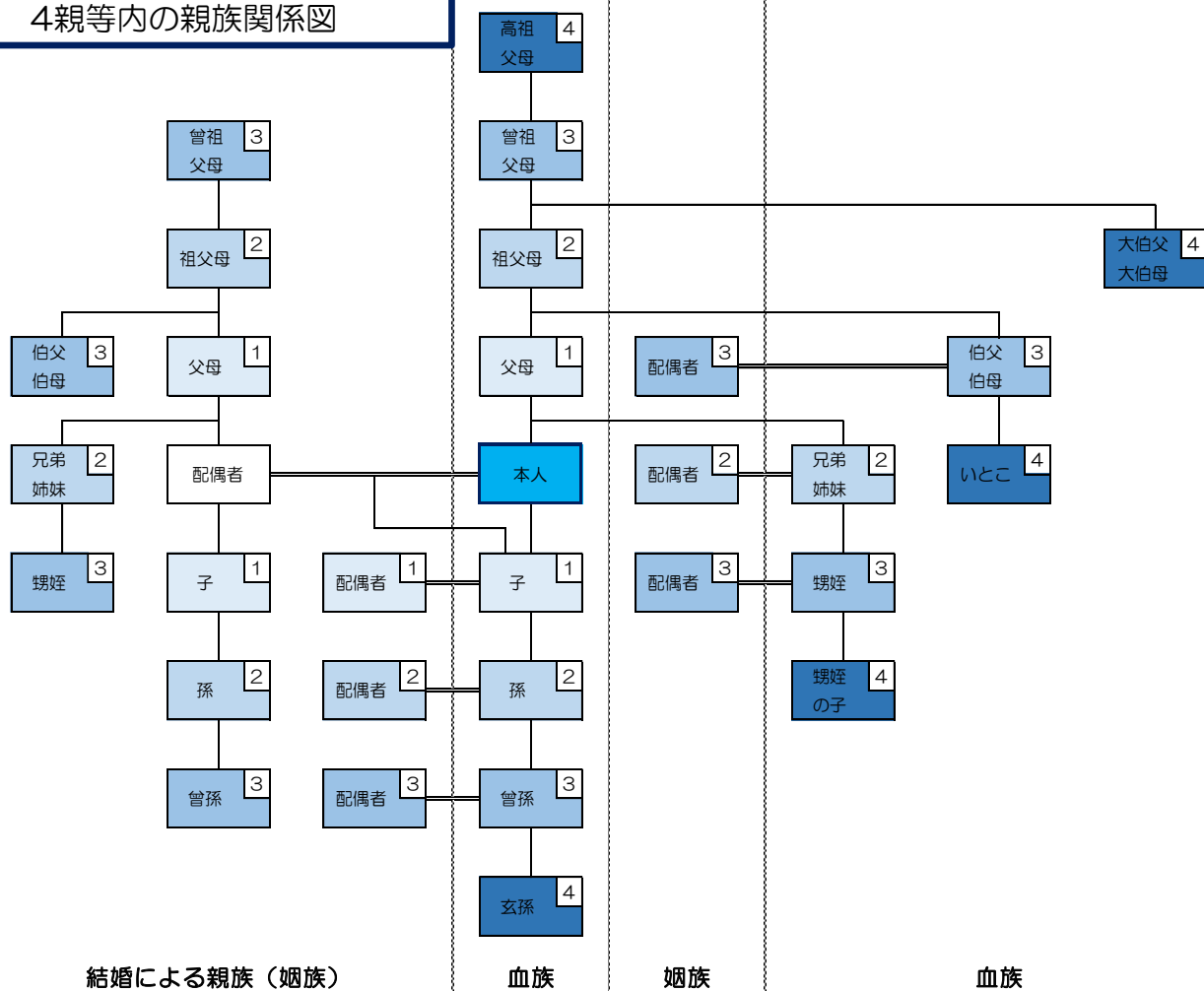
- ・成年被後見人等となり得る方が65歳以上の場合
松戸市福祉長寿部地域包括ケア推進課 TEL：047-366-7343
- ・成年被後見人等となり得る方が64歳以下の場合
松戸市福祉長寿部障害福祉課 TEL：047-366-7348

申請書類等について



卷末資料

4親等内の親族関係図



後見開始等の審判書 見本
(申立人・本人・後见人等の三者に郵送)

令和4年(家)第[]号 係佐開始の審判申立事件
令和4年(家)第[]号 代理権付与申立事件

審 判

本籍 []
住所 千葉県松戸市 []

申立人兼本人 []
昭和 [] 日生
申立人手続代理人弁護士
岡 []

審判がおりた日
ここから抗告期間
(概ね2週間+数日)

本件について、当裁判所は、その主として

- 1 本人について係佐を開始する。
- 2 本人の係佐人として次の者を薦出
住所 千葉県 []
氏名 [] (社会福祉士)
- 3 本人のために別紙代理行為記録記載の行為について係佐人に代理権を付与する。
- 4 手続費用は申立人の負担とする。

令和5年2月17日
千葉家庭裁判所松戸支部
裁判官 []

審判がおりのた日
ここから抗告期間
(概ね2週間+数日)

これは謄本である。
令和 5 年 2 月 17 日
千葉家庭裁判所松戸支部
裁判所書記官

1 / 3

登記事項証明書 見本
(取得には法務局への請求が必要)

保佐 氏

裁判開始の裁判
 裁判所 千歳家庭裁判所控訴部支店
 事件の表示 令和4年(家)第 号
 裁判の確定日 令和5年3月8日
 登記年月日 令和5年3月10日
 登記番号 第2023- 号

代理人
 氏名 氏
 生年月日 年 月 日
 住所 千歳区 市
 本籍 市

代理人
 氏名 氏
 生年月日 年 月 日
 住所 市
 選任の裁判確定日 令和5年3月8日
 登記年月日 令和5年3月10日
 代理権付与の裁判確定日 令和5年3月8日
 代理権の範囲 別紙記載のとおり
 登記年月日 令和5年3月10日

登記事項証明書 (別紙目録)

代理権目録 (1/2)

保佐 氏

(別紙)

代 理 権 目 録

- 本人の下置屋に関する共有持分の継続、変更、変更及び解除
- 本人の下置屋に関する共有持分の継続、変更、変更及び解除
- 世帯主の継承 (世帯主の相続等を含む。) 3) 世帯主の相続等に関する事項の継続、変更及び解除
- 本人又は本人の専断内における本人の専断の処分
- 預貯金及び証券金に関する金銭債権等との同一性の発生 (相続 (遺産) 及びその債権の継承を含む。)
- 預貯金及び証券金以外の本人と金融機関との取引 (貸付金債権、証券取引、債権譲渡等を含む。金銭債権、証券取引を含む。)
- 債権譲渡の継続、変更及び解除
- 預貯金及び証券金の継続及び債権
- 以下の人との関係及びこれに関する権利 (借金、貸付金、生活保護等の他の法律関係を除く。臨時処分金その他の臨時処分を含む。)
- 以下の人との関係及びこれに関する権利 (家賃、地代、公共料金、債権、借金等、その他を含む。)
- 労働関係 (労働関係、インセンティブ等)に関する権利の継続、変更、解除等に関する権利
- 本人の負担している債務に関する弁済金受取及び債権の消滅 (その他の消滅を含む。)
- 労働関係その他の福祉サービス関係の継続、変更、解除及び消滅に関する事項

裁判の確定日は
 後見人等が活動可能
 となる日 (これ以前
 は動けない)

保佐・補助類型で代理権等が付与された場合は別紙に内容が記載される

保佐・補助類型で代理権等が付与された場合は別紙に内容が記載される

成年後見制度等に関する松戸市の相談窓口

◆成年後見制度に関する相談窓口

種別	窓口の名称	連絡先	開所時間	備考	申立支援に関する相談
成年後見制度利用に関する全体的な相談	松戸市成年後見相談室	047-702-3033	平日9:00～16:30	松戸市委託事業	
	千葉県弁護士会松戸支部	047-366-6611	平日10時～11時半 ／13時～16時	弁護士・一般法律相談 (事前予約制・有料相談)	●
	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部	043-301-7831	平日9:00～17:00	司法書士による相談	●
	一般社団法人千葉県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ千葉	043-238-2866	火・木10:00～16:00 (電話相談)	社会福祉士による相談	
	日本司法支援センター 法テラス松戸	0570-078-316	平日9:00～17:00	経済的にお困りの方を対象とした 無料法律相談や 弁護士・司法書士費用等の立替	●
	NPO法人成年後見センター しくなるあいず	047-702-7868	平日9:00～17:00	法人後見	●
	NPO法人 早稲田成年後見サポートセンター	047-710-6950 (松戸事務所)	平日9:00～17:00	法人後見	●
申立費用や報酬助成	松戸市 地域包括ケア推進課	047-366-7343	平日9:00～16:30	高齢者に関する 申立費用助成・報酬助成	
	松戸市 障害福祉課	047-366-7348	平日9:00～16:30	障害者に関する 申立費用助成・報酬助成	
市長申立に関すること	松戸市 地域包括ケア推進課	047-366-7343	平日9:00～16:30	高齢者に関する相談	
	松戸市 障害福祉課	047-366-7348	平日9:00～16:30	障害者に関する相談	

◆日常生活自立支援事業に関する窓口

種別	窓口の名称	連絡先	開所時間	備考
日常生活自立支援事業に関すること	松戸市社会福祉協議会 生活相談課 日常生活自立支援事業	047-368-0349	平日8:30～17:00	日常生活自立支援事業の 相談窓口

◆任意後見制度の手続きに関する窓口

任意後見契約に関すること	松戸公証役場	047-363-2091	平日9:00～12:00 13:00～17:00 ※来所相談は事前予約	任意後見公正証書・ 遺言公正証書の作成
--------------	--------	--------------	---	------------------------

◆成年後見制度申立に関する窓口

申立をする裁判所	千葉家庭裁判所 松戸支部 後見係	047-313-0153	平日 8:30～17:00 (電話) 8:45～17:00 (来所)	申立書式の提供・ 書類の受領等
----------	------------------	--------------	--	--------------------

◆成年後見登記に関する窓口

登記事項証明書の発行	東京法務局民事行政部後見登録課	03-5213-1360	平日9:00～17:00	変更登記等の申請及び登記事項証明書等の発行(郵送可)
	千葉地方法務局戸籍課	043-302-1316	平日9:00～17:00	登記事項証明書の発行のみ (窓口申請)

令和4年 3月 第1版発行
令和4年10月 第2版発行
令和5年11月 第3版発行
令和6年11月 第4版発行
令和7年 4月 第5版発行

発行：松戸市地域包括ケア推進課
電話：047-366-7343